利島村第４次総合計画
後期基本計画

2022（令和４）年～2025（令和７）年

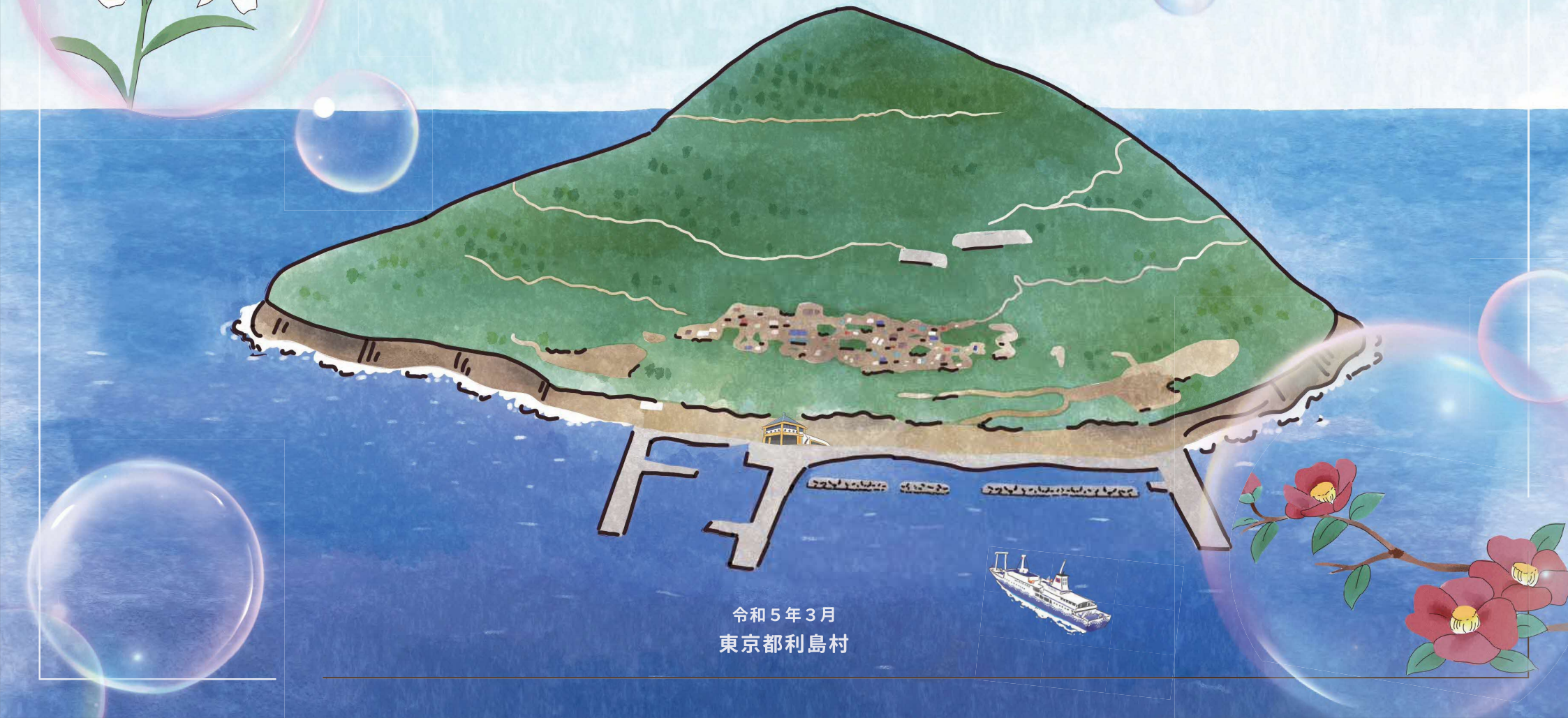

令和５年３月

東京都利島村

目次

第１部　序論 1
第１章　総合計画の基本的な考え方 2
１　総合計画の意義 2
２　総合計画の構成 2
３　計画期間 2
４　評価システム 2
５　総合計画と事業計画の体系化 3
６　総合計画と総合戦略の一体的な推進 3
第２章　村の概況と踏まえるべき変化 4
１　利島の特色と価値 4
２　住民意識の変化 5
３　時代潮流の変化 8
第２部　基本構想 9
第１章　将来像 10
１　基本理念（目指す村の姿） 10
２　人口ビジョン（目指す人口） 11
第２章　施策の大綱 12
Ⅰ　ひとの利を活かした島づくり～子育て・教育・文化・福祉～ 12
Ⅱ　土地の利を活かした島づくり～産業・観光・交流～ 12
Ⅲ　自然の利を活かした島づくり～生活基盤・環境・防災～ 12
第３部　基本計画 13
第１章　施策推進の基本的な考え方 14
第２章　持続可能な島づくり（ＳＤＧｓ）の推進 15
１　ＳＤＧｓの概要 15
２　ＳＤＧｓと基本計画の関係 16
第３章　施策の体系 17
１　後期基本計画の体系 17
２　後期基本計画と重点施策（総合戦略）の関係 17
第４章　基本施策の内容 19
Ⅰ－１　地域ぐるみの子育ての推進 20
Ⅰ－２　学校と地域の連携による生涯学び続ける人材の育成 21
Ⅰ－３　地域で支え合える福祉の島づくり 22
Ⅱ－１　椿産業の次世代への継承 23
Ⅱ－２　農漁業・商工業の活性化と新しい働き方の推進 24
Ⅱ－３　利島型の観光推進と交流促進 25
Ⅲ－１　島外ネットワークの充実 26
Ⅲ－２　環境と調和した生活基盤の整備 27
Ⅲ－３　安全な生活の確保 28
第５章　行財政改革の推進 29
１　住民参加型行政の推進 29
２　少数精鋭の組織づくり 30
３　財源の効果的な運用 31
第４部　資料編 33
資料１　策定経過 34
資料２　事業計画一覧 34
資料３　総合開発審議会条例・名簿 35
資料４　重点施策（第２期総合戦略） 37

第１部　序論

第１章　総合計画の基本的な考え方

１　総合計画の意義

島づくりは港湾・道路・情報などの生活基盤、産業基盤づくりから経済振興、医療福祉、教育文化など極めて広範多岐な分野に渡る施策が必要です。

近年、その施策は一層分化し、複雑になってきており、また、島づくりに関わる機関も多数あり、足並みを揃えて将来方向を目指すことがますます重要となっています。

自治体の最上位計画として、長期的かつ総合的視野をもって施策を進めることを目的として総合計画を策定します。

＜策定するメリット＞

①将来の姿と目標を住民と行政が共有できる
②今後数年間の施策や事業の内容がわかる
③その都度、振り返りと軌道修正ができる

２　総合計画の構成

本計画の構成は次のとおりとします。

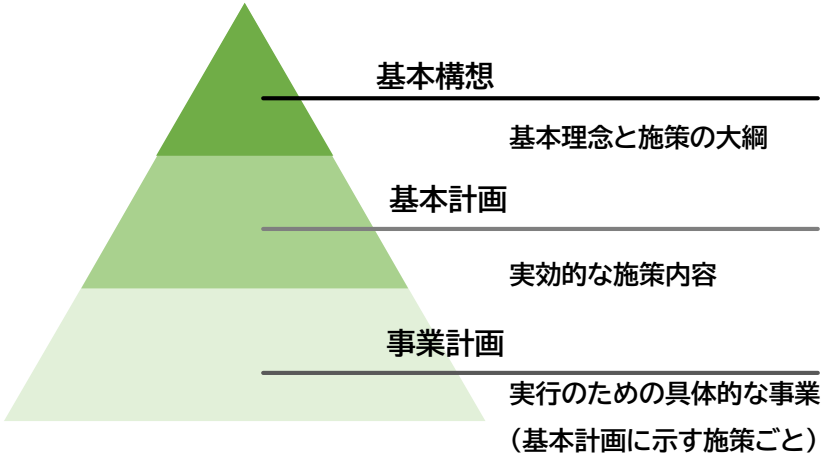

３　計画期間

村を取り巻く社会経済状況の変化に迅速に対応し、首長選挙と整合を図ります。

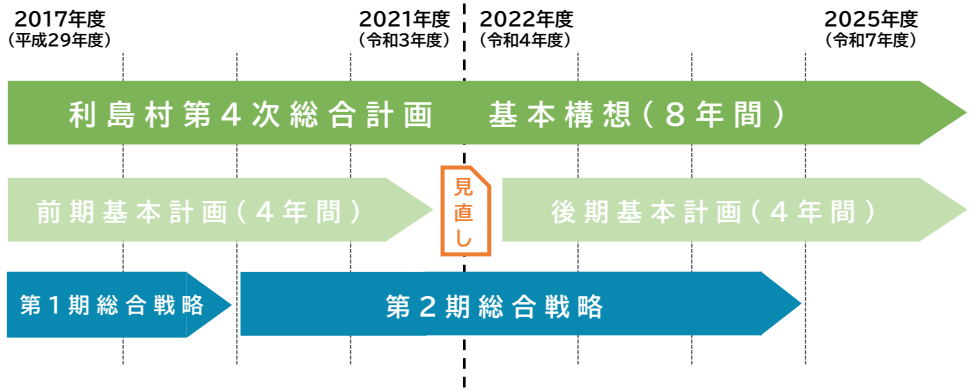

４　評価システム

計画に掲載された各施策・事業の進捗状況について、毎年度評価する仕組みとします。

5　総合計画と事業計画の体系化

最上位の計画である「総合計画」と、個別分野の計画である「事業計画」について、相互の関係性や連動性を整理しつつ、総合的な計画行政を推進します。

＜利島村の事業計画＞

○利島村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年度～６年度）
○利島村教育大綱（平成 28 年８月）
○利島村老人福祉計画及び第８期介護保険事業計画（令和３年度～５年度）
○利島村森林整備計画書（平成 29 年度～38 年度）
○利島村水道ビジョン（平成 24 年２月）
○利島村公営住宅長寿命化計画（令和３年度～12 年度）
○再生可能エネルギーを活用した自立・幸福アイランド計画（平成 26 年度～35 年度）
○利島村一般廃棄物処理基本計画（令和３年度～17 年度）
○利島村地域循環型社会形成推進地域計画（平成 29 年度～33 年度）
○利島村地域防災計画

＜都の計画との連携＞

【離島振興】
○東京都離島振興計画
【福祉分野】
○東京都子供・子育て支援総合計画　○東京都地域福祉支援計画
○東京都高齢者保健福祉計画　○東京都障害者障害児施策推進計画
【保健医療分野】
○東京都保健医療計画　○島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン
【教育分野】
○東京都教育ビジョン
【産業分野】
○伊豆諸島地域森林計画書　○東京都観光産業振興プラン
【生活基盤分野】
○伊豆諸島港湾整備計画　○伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画
○東京都環境基本計画　○東京都資源循環･廃棄物処理計画
○東京の自然公園ビジョン
【防災分野】
○東京都地域防災計画

6　総合計画と総合戦略の一体的な推進

まち・ひと・しごと創生法に基づく「第２期利島村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）を総合計画の重点施策に位置付けることで、総合計画と総合戦略を一体的に推進します。

村では、人口減少対策を戦略的に実施するため、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間として、総合戦略に基づく事業に取り組んでいます。一方で、総合計画と総合戦略は、取組の視点は異なるものの、いずれも共通の将来像を実現するための計画であることを踏まえ、令和４年度からの後期基本計画と総合戦略を統合し、より明確で効率的かつ効果的な施策の推進を図ります。

なお、総合戦略については、国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和５～９年度）」の方向性を踏まえ、施策を推進します。

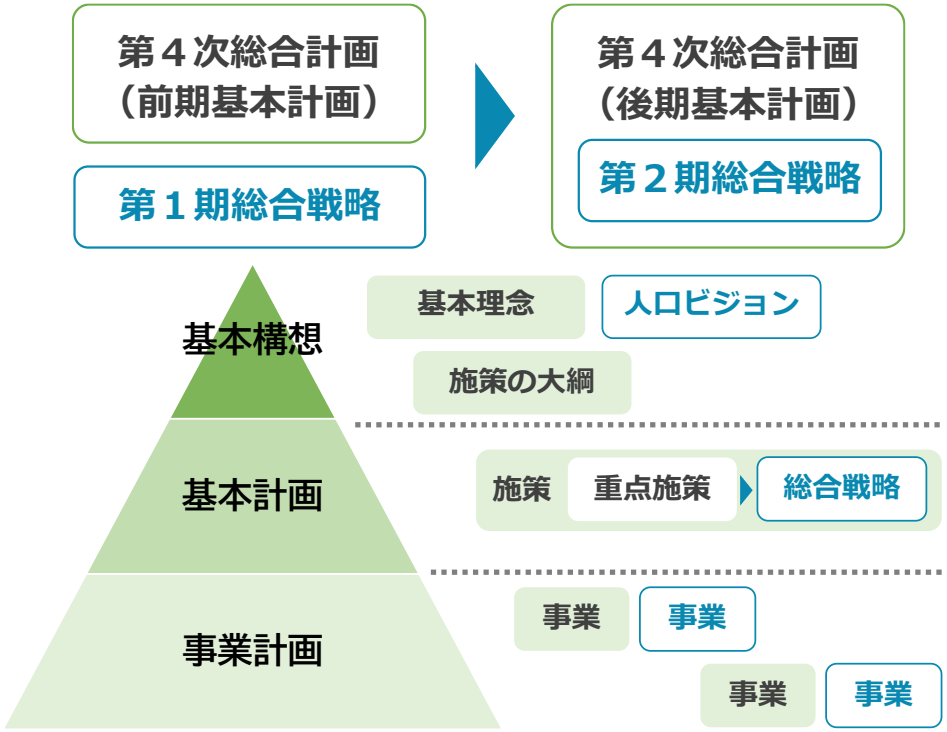

第２章　村の概況と踏まえるべき変化

１　利島の特色と価値

（１）地勢

・人口が 300 人前後でほぼ変わっていない
・面積は 4.12ｋ㎡で、都内最小の自治体
・洋上から見ると、島が丸ごと山であり、また椿林でもあるなどの独特の景観
・江戸時代から受け継がれてきた、全島を覆う美しい椿林の段々畑
・徒歩圏内に海と山がある
・長らく噴火をしていないことにより、巨木が多く、南側には学術的にも貴重な原生林が残る
・夕陽、夜景、満天の星空
・人口に比して多くの神社が存在
・玉石垣が続く道

（２）生活

・住居や公共施設、事業所は、北側斜面に集中しており、傾斜度が強い
・住居は比較的近接しており、集落の端から端までは徒歩で 15 分程度
・各戸で水を貯めるためのカメやタメが個性的な風景を生み出す
・集落は１つであり、地縁、血縁関係が多く、ほとんどが顔見知り
・同じ名字が多く、屋号で呼ぶことが多い

（３）文化

・子どもが生まれると子守り役をする年上の子どもをボイに選ぶなど、お互いに助け合って暮らす知恵がある
・下草刈り、椿実の手拾い、選別等の作業を行うなど、高齢者の勤労意欲が活発
・生涯現役の伝統など先祖が残した良き慣習がある
・かつては艀による運搬など、村全体での共同作業があった
・日常的な接触により、つながりが強く、誰もが孤立しにくく、問題が置き去りにされにくい

2　住民意識の変化

◆ 調査の概要

利島村の村づくりに関する村民の意識や意見等を把握し、計画策定等の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査対象	村内の全世帯
調査方法	配布：郵送 回収：役場設置の回収箱又は役場職員による訪問
調査時期	令和４年６～７月
回収結果	配布数：184 件 回収数：84 件（回収率 45.7%）

◆ 調査の結果（概要）

① 住みやすさ・・・６割以上が『住みやすい』

村民の６割以上（63.1%）が『住みやすい（とても住みやすい＋まあまあ住みやすい）』と回答しています。年齢別では 60 歳以上で「まあまあ住みやすい」の割合が他の年齢層に比べて高くなっています。

居住年数別でみると、５年未満で『住みにくい（やや住みにくい＋とても住みにくい）』の割合が高く、居住年数が長くなるほど「まあまあ住みやすい」の割合が高くなっています。

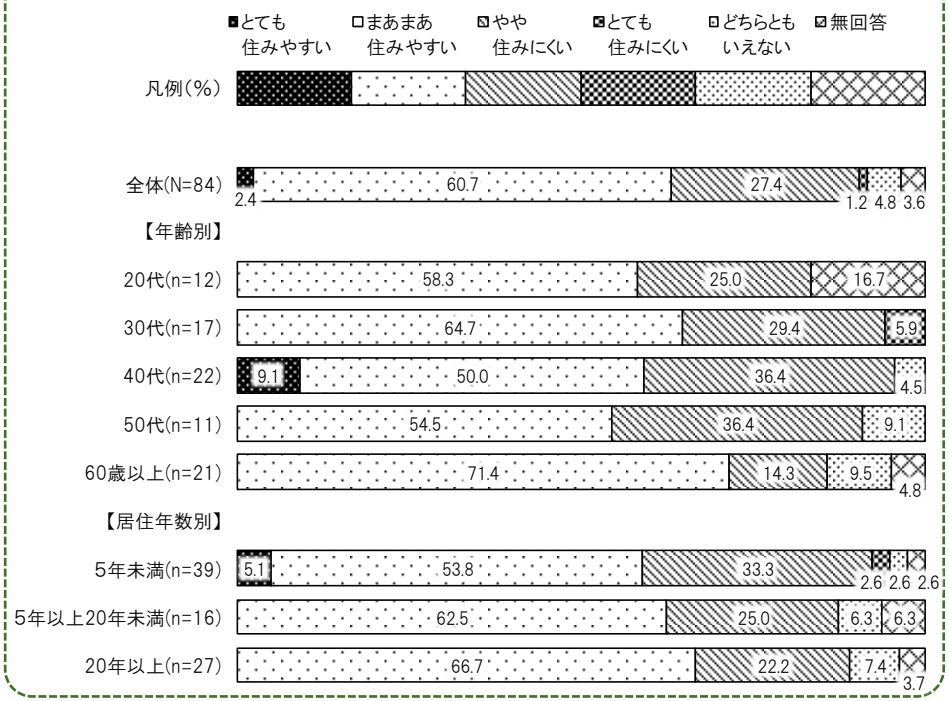

② 永住意向・・・約半数が『住み続けたい』

村民の約半数（52.4%）が『住み続けたい（住み続けたい＋どちらかと言えば住み続けたい）』と回答しています。年齢別では、30 代以下で『住みたくない（どちらかと言えば住みたくない＋住みたくない）』、60 歳以上で「住み続けたい」の割合がそれぞれ他の年齢層を大きく上回っています。

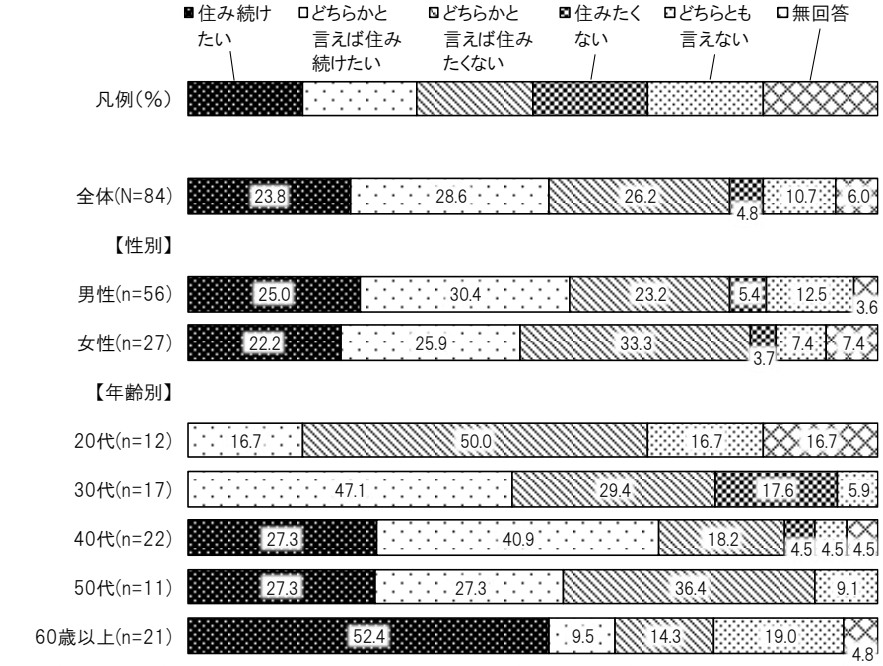

居住歴別では、一時的に居住で『住みたくない（合計）』の割合が他の層を大きく上回っています。

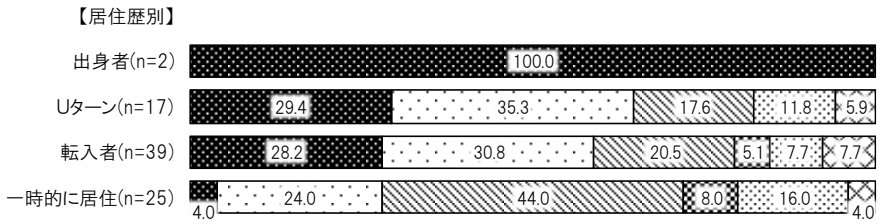

※居住歴別の「出身者」については、件数（n=）が少ないため参考値として参照

③ 総合計画・将来像の認知状況・・・半数以上が知らない（見たことがない）

◆ 利島村第４次総合計画の認知状況

あなたは、「利島村第４次総合計画」があることを知っていましたか？

半数以上（57.1%）が、「総合計画の内容を見たことがない」と回答しています。

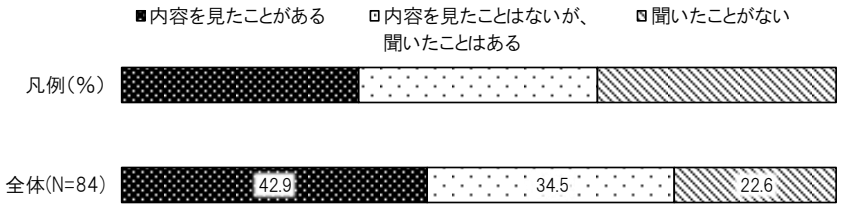

◆ 将来像（基本理念）の認知状況

「利島村第４次総合計画」では、将来像（基本理念）として、「生き生きとした活力のある島　自立する村　利島」を掲げていますが、知っていましたか？

半数以上（65.5%）が、「将来像の内容を知らない」と回答しています。

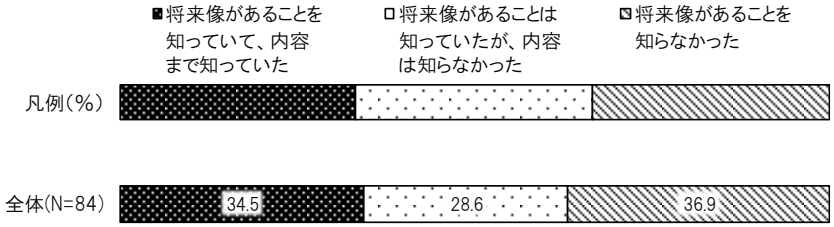

◆ 将来像（基本理念）の実現度合い

将来像（基本理念）である、「生き生きとした活力のある島　自立する村　利島」について、実現できていると思いますか？

半数以上（58.4%）が、「将来像を実現できていると思わない」と回答しています。

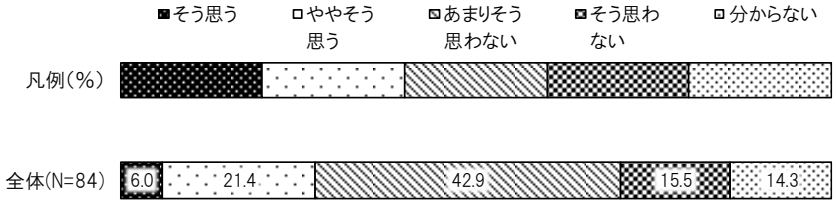

④ 村の取組への評価・・・各施策の満足度と重要度の相関図による分析

第４次総合計画における 15 の施策の満足度・重要度の平均評定値（※）を基に、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、散布図上に整理（施策の評価を実施）しました。

また、満足度と重要度の各平均値を基準としてＡ～Ｄの４つの領域に区分しました。

４つの領域については、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４方向に進むに従い、以下の傾向を示します。

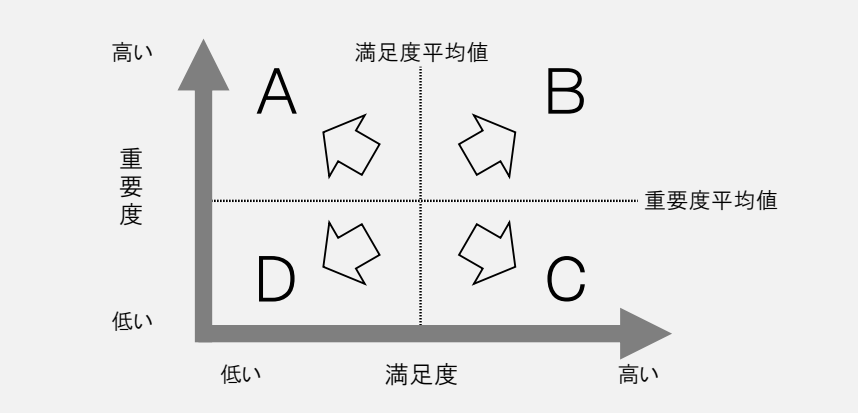

Ａ．重要度が高く、満足度が低い（重点化・見直し領域）

今後の村づくりにおける重要度が高いが、満足度が相対的に低く、施策の重点化や抜本的な見直しなども含め、満足度を高める必要のある領域。

Ｂ．重要度、満足度ともに高い（現状維持領域）

今後の村づくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な領域。

Ｃ．重要度が低く、満足度が高い（現状維持・見直し領域）

今後の村づくりにおける重要度は低いものの満足度が高く、満足度の水準を維持していくか、あるいは施策のあり方を含めて、見直す必要のある領域。

Ｄ．重要度、満足度ともに低い（改善・見直し領域）

今後の村づくりにおける重要度も満足度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策のあり方や進め方そのものを見直す必要のある領域。

（※）平均評定値

「満足／重要」に＋10 点、「やや満足／やや重要」に＋５点、「やや不満／あまり重要でない」に－５点、「不満／重要でない」に－10 点、「わからない」に０点の係数（ウエイト）を設定し算出及び指標化。この指標によって、「満足度／重要度」の強弱を、より明確に分析することができます。

【A 重点化・見直し領域】

	満足度	重要度
Ⅱ-1 椿産業の次世代への継承	-2.94	7.13
Ⅱ-2 農漁業の活性化と６次産業化の推進	-3.75	7.66
Ⅱ-3 しごと環境の充実	-3.28	7.24
Ⅲ-1 安定的な交通アクセスの実現	-0.68	8.64
Ⅲ-2 居住環境の充実	-0.90	8.31
Ⅲ-3 資源循環型社会の構築	-1.04	7.88

【B 現状維持領域】

	満足度	重要度
Ⅰ-1 子育てがしやすい環境づくり	4.07	8.19
Ⅰ-2 教育環境の充実	2.50	7.81
Ⅰ-3 地域福祉の推進	2.67	7.37
Ⅰ-4 保健・医療の充実	1.88	8.21
Ⅲ-6 危機への備え	0.76	6.99

【C 現状維持・見直し領域】

	満足度	重要度
Ⅰ-5 地域活動の活発化	1.47	3.86
Ⅲ-4 環境と調和した島づくり	0.42	5.71

【D 改善・見直し領域】

	満足度	重要度
Ⅱ-4 利島型の観光推進と交流促進	-4.22	5.07
Ⅲ-5 再生可能エネルギーの活用	-2.37	3.51

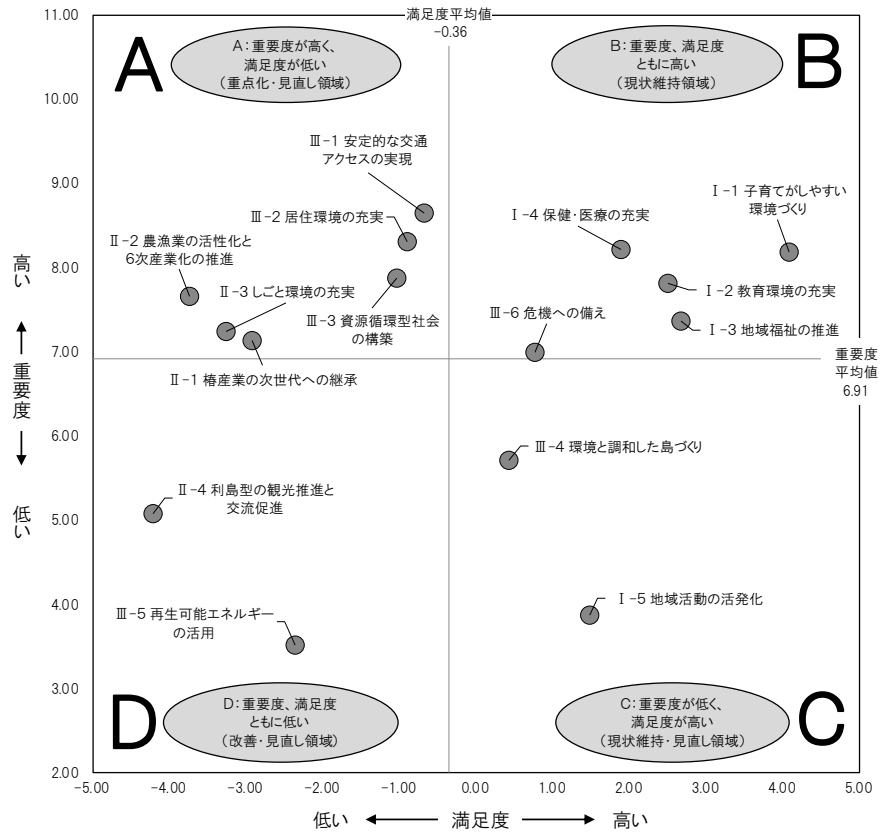

Ⅰ 人間性の豊かさとゆとりを持ちながら健康で元気に暮らせる地域社会の創造	領域
1 子育てがしやすい環境づくり	B
2 教育環境の充実	B
3 地域福祉の推進	B
4 保健・医療の充実	B
5 地域活動の活発化	C
Ⅱ 地域性豊かな産業振興と交流による活力ある産業基盤づくり	**領域**
1 椿産業の次世代への継承	A
2 農漁業の活性化と6次産業化の推進	A
3 しごと環境の充実	A
4 利島型の観光推進と交流促進	D

Ⅲ 環境と調和しながら快適で安全に安心して住み続けられる生活基盤づくり	領域
1 安定的な交通アクセスの実現	A
2 居住環境の充実	A
3 資源循環型社会の構築	A
4 環境と調和した島づくり	C
5 再生可能エネルギーの活用	D
6 危機への備え	B

3　時代潮流の変化

 人口減少・少子高齢化	◆人口減少の進行 ・2050 年には総人口約１億人にまで減少 ・2008 年１億２千万人をピークに一貫して減少 ・2050 年までに全市区町村の約３割が人口半数未満になり国土の約２割が無居住化 ◆少子化・高齢化 ・2015 年から 2050 年にかけて高齢化率増加（26.6%→37.7%）、生産年齢・若年人口減少（73.3%→62.4%） ・2050 年には居住地域の約５割が「少子高齢化地域※1」（2015 年：33%→2050 年：56%） ・平均寿命は 2050 年までに３歳程度延伸 2018 年：男性 81.25 歳・女性 87.32 歳 2050 年：男性 84.02 歳・女性 90.40 歳
 デジタルとリアルの融合による新しい地域生活圏の形成	◆デジタル化の推進 ・各種手続きや業務のデジタル化による生産性の向上 ・オンライン診療・教育等の環境整備 ・「テレワーク」の推進に向けた環境整備や副業・兼業等の雇用慣行の見直し ・高齢者などのＩＴリテラシー向上 ・様々なデータを共有するデータ連携基盤構築 ◆デジタルとリアルの融合による地域生活圏※2の形成 ・「ビッグデータ」を活用した個々人に対するきめ細やかな生活関連サービスの提供 ・生活における様々な活動と移動・交通のシームレスな連携 ・「テレワーク」等で地方に居住し都市の所得を得る新たな暮らしの実現
 防災・減災と国土強靭化	◆様々な災害の発生・激甚化・頻発化 ・新しい感染症（新型コロナウイルス）の発生・蔓延 ・全人口の約７割が自然災害のリスクが高いエリアに居住 ・気象災害の激甚化・頻発化、巨大地震発生の切迫 ・コロナ禍での災害など複合リスクへの懸念 ◆防災・減災と国土強靭化の推進 ・防災計画やＢＣＰ等に基づく防災対策や事前復興の取組 ・流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」の推進堤防整備や上流域の森林整備・治水対策土地利用規制によるリスクの低い地域への誘導 ・複合リスクも念頭においた土地利用

 多様なニーズに対応した共生社会の実現	◆共生社会を支える多様な人材の確保・育成 ・地域共生社会※3の実現に向けた包括的な相談・支援体制（地域福祉）の充実 ・子育て環境の改善やリカレント教育の充実による女性や高齢者等の社会参画の促進 ・ジェンダー平等・ダイバーシティ社会への対応 ・バリアフリーやユニバーサルデザインの推進 ・インバウンドに対応した外国人が魅力を感じる地域づくり ◆自由度の高い社会の実現 ・二地域居住等を容易にする社会制度の実現 ・利便性の高い交通ネットワークの構築 ◆多様な主体による取組の推進 ・関係人口やＮＰＯ等多様な主体による「共助」の推進
 地球環境問題の切迫	◆2030 年ＳＤＧｓ（エスディージーズ）（持続可能な開発目標）※4の達成 ・政府・自治体・民間・団体・住民等のパートナーシップによる取組の推進 ◆2050 年カーボンニュートラルの実現 ・「グリーン成長戦略（R2.12）」の取組の推進 ・エネルギーの地産地消と分散型エネルギーシステムの形成 ・営農型太陽光発電や木質バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入
 新時代に対応した産業構造への転換	◆イノベーションの創出と人材の確保 ・ＳＴＥＡＭ教育※5の推進 ・知の拠点である大学等との協働による研究・技術開発 ◆重要分野への取組と地域発のグローバル産業の育成 ・デジタル分野やカーボンニュートラルへの重点的な取組 ・スマート農林水産業の推進等による生産性向上やマーケットインの発想に基づく高付加価値化 ◆グローバルビジネスに対応した環境の充実 ・グローバル人材の育成、規制・行政手続き等の合理化 ・グローバル人材向けの居住環境等の充実

※１：若年（0-14 歳）人口比率が 10%以下かつ高齢（65 歳以上）人口比率が 40%以上の地域。
※２：住民の暮らし・行動の範囲。
※３：世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
※４：地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念として、2015 年９月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標。17 のゴール、169 のターゲット、約 230 の指標から構成される。
※５：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）。アート（Art）、数学（Mathematics）の５つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学びのこと。

（出所）国土交通省「国土の長期展望」最終とりまとめ（Ｒ３．６）を基に作成。

第２部　基本構想

第１章　将来像

１　基本理念（目指す村の姿）

「利島村民憲章」に掲げる将来像『生き生きとした活力のある島　自立する村　利島』を具現化するために、2025（令和７）年までの８年間、さらにその先の未来に向けて、全村民が一丸となって一歩ずつ着実に歩みを進める。

洋上に浮かぶ神奈備型の美しい島の姿、江戸時代から連綿と受け継がれてきた椿の段々畑、伝統的に積み上げられてきた玉石垣が織り成す集落景観など、島の風景はその土地に住む人の気持ちを表し、また、その土地に住む人の心を育てます。

子どもが成長した時に思い出すふるさと、また島を離れた時に思い浮かべるふるさとの印象にとって、ありのままの島の風景は極めて重要な意味を持っています。

時に吹き荒ぶ強風、岸に打ちつける荒波、急峻な地形、乏しい水資源など厳しい自然に囲まれ、太古の昔から永きに渡り、小さい島であるがゆえに島外へ人や物を運ぶ手段も限られる中、生活の安定や産業の発展は大きな制約を受けてきました。

先人たちが力を合わせ地道に努力し、苦しい時代を乗り超え、近年、港湾の整備やヘリコプターの就航など交通アクセスが大幅に改善され、現在に至っています。

自然と共に生きる利島の暮らしは、我が郷土と呼べる場所を失ってきた現代日本にあって、地域色豊かな原風景を保ち続けている稀有な存在です。私たちは利島らしい風景や魅力を末永く将来に向かって受け継いでいかなければなりません。

これからの時代、日本全体で着々と進行していく人口減少や高齢化への対応、地域や産業を支える人材の確保・育成、産業の持続的な発展など、利島にとって大きな転換点を迎えており、解決すべき課題が山積している状況です。

今こそ世代を超えた長期的な視点で、私たちの島を冷静に見つめ、利島に見合う方法で島づくりを考え、地域の将来像の実現に向け、何より村民が一体となって、大きな問題に立ち向かう強い意志が求められています。

『生き生きとした活力のある島 自立する村 利島』を実現するため、産業により生活の安定を築き、様々な人と交流しながら、島の暮らしの安心と楽しみを創ることにおいて、一人ひとりがそれぞれの役割や活動の中で工夫し行動していきましょう。

その中で島への自信や誇りと愛着を保ち、村民同士の親近感や一体感を醸成し、お互いが助け合って共に活躍できる島づくりを目指し、日々前進し続けましょう。

〇利島村民憲章　（平成 13 年 10 月 1 日 告示第 5 号）

利島の将来像　『生き生きとした活力のある島　自立する村　利島』

青い海と濃い緑に包まれた豊かな美しい自然と、縄文・弥生の時代から続く古き歴史に恵まれた私たちは、この郷土 利島 に愛着と誇りを持ち、未来に向けて利島村を大きく発展させてゆくことを願い、村民一人ひとりが目指すべき道しるべとして、この村民憲章を定めます。

私たち利島村民は、

一　郷土を愛し、環境を整備し、快適で安全な住みよい島を創りましょう。
一　郷土の資源の発見と活用に絶えず創意・工夫を凝らし、地域性豊かな産業による活力ある島を創りましょう。
一　お年寄りや子供たちが健やかに生活できる健康で安心して住める島を創りましょう。
一　暮らしのルールを守り、互いに助け合い、人間性の豊かさとゆとりのある島を創りましょう。

2　人口ビジョン（目指す人口）

（1）人口ビジョンの位置付け

人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年）に基づいて、村における人口の現状分析と将来展望を示し、人口減少問題の認識の共有化を図るとともに、今後の村の目指すべき方向性を提示するものです。

（2）利島村の人口推移

村の人口は、戦前より 300±50 人で推移しており、令和２年４月現在の人口は 290 人（住民基本台帳ベース）となっています。

年齢３区分別人口は、平成 27 年国勢調査で年少人口(0～14 歳)が 16%、生産年齢人口（15～64 歳）が 61%、老年人口（65 歳以上）が 23%となっています。このうち、生産年齢人口について、15～20 歳人口はほぼ 0%です。これは、村内に高等学校がないことから、中学校卒業時期に村内から人口が流出しているためです。

なお、世帯数は、核家族化やＩターン（都心部から田舎への移住）が、増加したことにより、戦前に比べると、約２倍に増加しています。

（3）人口の将来展望

村では次の２つの視点を基に人口ビジョンを策定します。

① 希望出生率 1.76 の実現を目指す

都では、平成 27 年 11 月６日に「『東京と地方が共に栄える、真の地方創生』の実現を目指して～東京都総合戦略～」を策定しているが、都内の若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現するならば、出生率は 1.76（希望出生率）程度の水準まで向上することを見込んでいる。

村においては、将来人口の推計期間（2045 年まで）中に、都と同水準となることを目指す。

② 社会動態の微増を目指す（人口の流入促進と流出抑制）

高校等卒業の島出身者Ｕターンや島外者のＩターン・Ｊターンを促進するため、利島の魅力を向上させる施策に取り組むとともに、空家等を活用した定住の促進等により、人口の緩やかな増加を目指す。

（4）目指す人口

本計画の取組により、達成を目指す人口を次のとおり設定します。

地域一体となった取組を進めていくことで、生産人口の増加を図るとともに、交流人口の増加により、310 人程度の長期的な安定人口の実現を目指します。

◆2025（R7）～2045（R27）年までの目指す人口

310 人程度

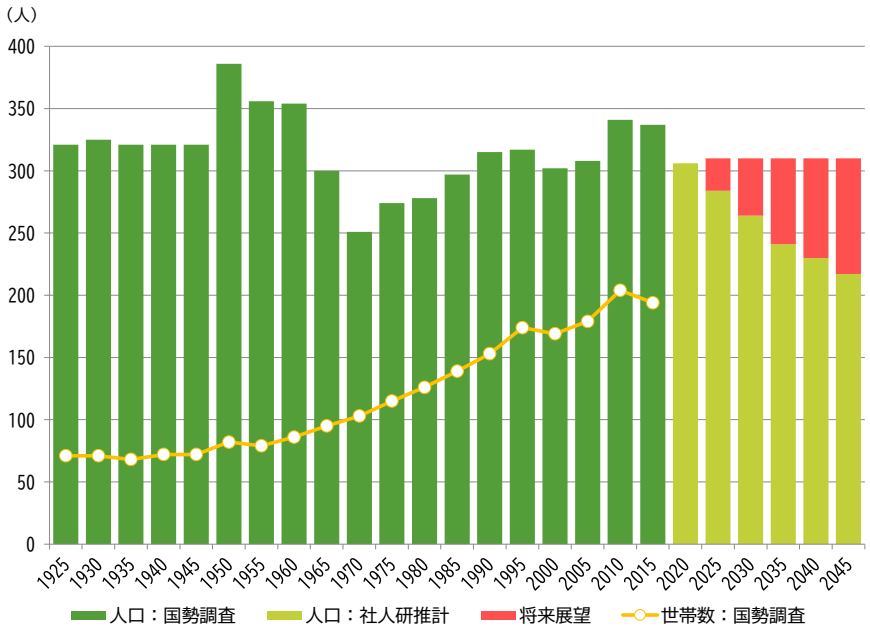

	実績値																		
	1925	1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
人口	321	325	321	321	321	386	356	354	300	251	274	278	297	315	317	302	308	341	337
世帯数	71	71	68	72	72	82	79	86	95	103	115	126	139	153	174	169	179	204	194

	推計値					
	2020	2025	2030	2035	2040	2045
人口	306	310	310	310	310	310
社人研推計	306	284	264	241	230	217
将来展望	―	26	46	69	80	93

（出所）利島村第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略（Ｒ３．３）を基に作成。

第２章　施策の大綱

Ⅰ　ひとの利を活かした島づくり～子育て・教育・文化・福祉～

少子化・高齢化の進行による複雑化した課題や村民の多様なニーズを的確に把握し、島全体が一体となって対応していく必要があります。将来像の実現に向けて、島に根付く支え合いの文化や村民一人ひとりの顔が見える利点を活かしつつ、島外とも連携した施策を推進します。施策の大綱１では、右の体系に基づき、「ひとの利を活かした島づくり」を目指します。

基本施策		個別施策	
Ⅰ－１	地域ぐるみの子育ての推進	Ⅰ－１－（１）	出産・子育て支援
		Ⅰ－１－（２）	保育園等の運営
		Ⅰ－１－（３）	放課後の居場所づくり
Ⅰ－２	学校と地域の連携による生涯学び続ける人材の育成	Ⅰ－２－（１）	「利島ならでは」の学校教育
		Ⅰ－２－（２）	手厚い就学支援
		Ⅰ－２－（３）	地域が一体となった社会教育・生涯学習の推進
		Ⅰ－２－（４）	スポーツ振興・レクリエーション施設等の運営
		Ⅰ－２－（５）	文化・交流施設等の運営・地域文化の継承と創造
Ⅰ－３	地域で支え合える福祉の島づくり	Ⅰ－３－（１）	介護サービスの提供
		Ⅰ－３－（２）	高齢者・障害者福祉の充実
		Ⅰ－３－（３）	保健・医療の充実

Ⅱ　土地の利を活かした島づくり～産業・観光・交流～

全国屈指の生産量を誇る椿産業を始め、島の産業を取り巻く環境は、生産者の高齢化や後継者不足など様々な課題に直面しています。また、観光についても情報発信や観光機会の創出等の課題がありますが、利島の地ならではの価値を活かして、交流・関係人口を増やす施策は、持続可能な島づくりに不可欠です。施策の大綱２では、右の体系に基づき、「土地の利を活かした島づくり」を目指しま

基本施策		個別施策	
Ⅱ－１	椿産業の次世代への継承	Ⅱ－１－（１）	椿林の継承と発展
		Ⅱ－１－（２）	椿の総合的活用
Ⅱ－２	農漁業・商工業の活性化と新しい働き方の推進	Ⅱ－２－（１）	農業の振興
		Ⅱ－２－（２）	漁業の振興
		Ⅱ－２－（３）	商工業の振興
		Ⅱ－２－（４）	新しい働き方の推進
Ⅱ－３	利島型の観光推進と交流促進	Ⅱ－３－（１）	移住者・後継者の確保
		Ⅱ－３－（２）	広報戦略の強化
		Ⅱ－３－（３）	観光・交流拠点づくり

Ⅲ　自然の利を活かした島づくり～生活基盤・環境・防災～

島が持つ環海性や隔絶性によって、災害時の復旧に多くの時間を要するため、常に自立的で安全な生活基盤の確保が重要です。同時に、自然の脅威に対抗するだけでなく、生活に恩恵をもたらす自然に貢献（自然の再生を手助け）するという考え方が重要です。

施策の大綱３では、右の体系に基づき、「自然の利を活かした島づくり」を目指します。

基本施策		個別施策	
Ⅲ－１	島外ネットワークの充実	Ⅲ－１－（１）	島外との交通の確保
		Ⅲ－１－（２）	情報通信基盤の整備
Ⅲ－２	環境と調和した生活基盤の整備	Ⅲ－２－（１）	住宅の維持・管理
		Ⅲ－２－（２）	簡易水道の維持・管理
		Ⅲ－２－（３）	ごみの減量化・資源化の推進
		Ⅲ－２－（４）	廃棄物処理
		Ⅲ－２－（５）	道路環境の保全
		Ⅲ－２－（６）	美しい景観づくり
		Ⅲ－２－（７）	新エネルギーへの対応
Ⅲ－３	安全な生活の確保	Ⅲ－３－（１）	防災・減災のしくみづくり
		Ⅲ－３－（２）	防災意識の醸成と島内連携

第３部　基本計画

施策ビジョン実現のため常に２つの視点を重視して、分野ごとの取組を推進します！

ゼロカーボン

●近年の気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑等の気象災害のリスクが更に高まることが予想されています。特に、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が懸念されており、地球上の全生物の生存基盤を揺るがす「気候危機」と言われる状況です。

●我が国は、現在、年間 12 億トンを超える温室効果ガスを排出しており、令和 32（2050）年までに実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言しています。

●利島村では、2021 年 10 月に「利島村ゼロカーボンアイランド宣言」を行い、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取組を計画的に進めるため、同年 12 月に「利島村ゼロカーボン計画」を策定しました。

●上記を踏まえつつ、後期基本計画においても、ゼロカーボン実現に向けた考え方や取組を共通理念として、全ての分野において常に取り入れながら施策を推進します。

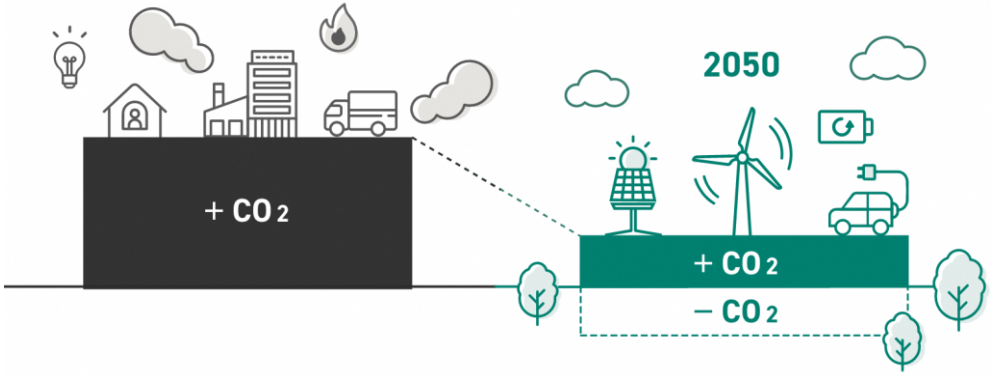

（出所）環境省「脱炭素ポータル」

デジタル

●デジタルは、地域の課題を解決する可能性を飛躍的に増大し、データ収集やアイデア・手法の共有・全国展開も容易にする力を持ちます。

●しかし、インフラ整備が不十分、国と地方、地方と地方、分野と分野で、多くの場合、データが繋がっていないなどの課題があります。

●国は、デジタルにより目指す社会の姿として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」としています。

●距離や時間を超越するデジタルは、人・資源が密集した都市部よりも離島・利島村においてこそ活かすべきであり、最先端のデジタル技術を有効活用することが、将来の村の発展に繋がると考えます。

●上記の考え方に基づき、デジタルを村民一人ひとりの多様な幸せを実現するための共通手段として、全ての分野において常に取り入れながら施策を推進します。

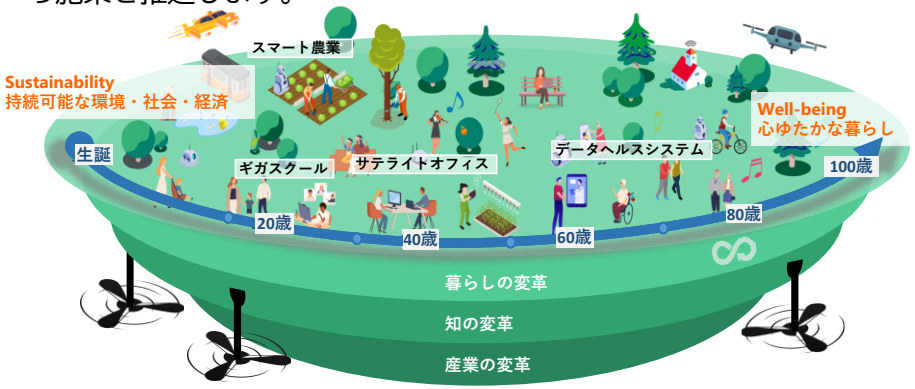

（出所）デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日）

第２章　持続可能な島づくり（ＳＤＧｓ）の推進

１　ＳＤＧｓの概要

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、施策を推進します。

◆ＳＤＧｓの 17 ゴールの内容と自治体行政の役割

1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいと言えます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組と言えます。

6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。

8 働きがいも経済成長も

すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられるまちづくりを

都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

包摂的で、安全な、強靭で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

12 つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさも守ろう

森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有すると言えます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割と言えます。

17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

自治体は公的／民間セクター、住民、ＮＧＯ／ＮＰＯなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

（出所）ＵＣＬＧ（United Cities and Local Governments）（「私たちのまちにとってのＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018 年 3 月版（第 2 版）」（自治体ＳＤＧｓガイドライン検討委員会編集）

2　ＳＤＧｓと基本計画の関係

ＳＤＧｓの 17 ゴールと総合計画（基本施策）の関係は次のとおりです。

わが国においては、平成 28（2016）年５月に政府内にＳＤＧｓ推進本部を設置し、同年 12 月には、ＳＤＧｓの実施指針が決定されており、政府は各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際にＳＤＧｓの要素を最大限反映するよう求めています。

基本施策		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
Ⅰ-1	住民課 地域ぐるみの子育ての推進	●		●	●			●										●
Ⅰ-2	教育委員会 学校と地域の連携による生涯学び続ける人材の育成			●	●	●		●										●
Ⅰ-3	住民課 地域で支え合える福祉の島づくり	●		●				●			●							●
Ⅱ-1	産業観光課 椿産業の次世代への継承							●	●	●			●	●		●		●
Ⅱ-2	産業観光課・総務課 農漁業・商工業の活性化と新しい働き方の推進		●					●	●	●			●	●	●	●		●
Ⅱ-3	産業観光課 利島型の観光推進と交流促進							●	●	●			●					●
Ⅲ-1	産業観光課・総務課 島外ネットワークの充実							●		●		●			●	●		●
Ⅲ-2	環境建設課・総務課 環境と調和した生活基盤の整備	●		●			●	●		●		●		●	●	●		●
Ⅲ-3	総務課 安全な生活の確保	●						●				●		●			●	●

第３章　施策の体系

１　後期基本計画の体系

後期基本計画の体系は次のとおりです。３の「施策の大綱」、９の「基本施策」、31 の「個別施策」で構成されます。

施策の大綱（３）		基本施策（９）		個別施策（31）	
Ⅰ	ひとの利を活かした島づくり ～子育て・教育・文化・福祉～	Ⅰ－１	地域ぐるみの子育ての推進	Ⅰ－１－（１）	出産・子育て支援
				Ⅰ－１－（２）	保育園等の運営
				Ⅰ－１－（３）	放課後の居場所づくり
		Ⅰ－２	学校と地域の連携による生涯学び続ける人材の育成	Ⅰ－２－（１）	「利島ならでは」の学校教育
				Ⅰ－２－（２）	手厚い就学支援
				Ⅰ－２－（３）	地域が一体となった社会教育・生涯学習の推進
				Ⅰ－２－（４）	スポーツ振興・レクリエーション施設等の運営
				Ⅰ－２－（５）	文化・交流施設等の運営・地域文化の継承と創造
		Ⅰ－３	地域で支え合える福祉の島づくり	Ⅰ－３－（１）	介護サービスの提供
				Ⅰ－３－（２）	高齢者・障害者福祉の充実
				Ⅰ－３－（３）	保健・医療の充実
Ⅱ	土地の利を活かした島づくり ～産業・観光・交流～	Ⅱ－１	椿産業の次世代への継承	Ⅱ－１－（１）	椿林の継承と発展
				Ⅱ－１－（２）	椿の総合的活用
		Ⅱ－２	農漁業・商工業の活性化と新しい働き方の推進	Ⅱ－２－（１）	農業の振興
				Ⅱ－２－（２）	漁業の振興
				Ⅱ－２－（３）	商工業の振興
				Ⅱ－２－（４）	新しい働き方の推進
		Ⅱ－３	利島型の観光推進と交流促進	Ⅱ－３－（１）	移住者・後継者の確保
				Ⅱ－３－（２）	広報戦略の強化
				Ⅱ－３－（３）	観光・交流拠点づくり
Ⅲ	自然の利を活かした島づくり ～生活基盤・環境・防災～	Ⅲ－１	島外ネットワークの充実	Ⅲ－１－（１）	島外との交通の確保
				Ⅲ－１－（２）	情報通信基盤の整備
		Ⅲ－２	環境と調和した生活基盤の整備	Ⅲ－２－（１）	住宅の維持・管理
				Ⅲ－２－（２）	簡易水道の維持・管理
				Ⅲ－２－（３）	ごみの減量化・資源化の推進
				Ⅲ－２－（４）	廃棄物処理
				Ⅲ－２－（５）	道路環境の保全
				Ⅲ－２－（６）	美しい景観づくり
				Ⅲ－２－（７）	新エネルギーへの対応
		Ⅲ－３	安全な生活の確保	Ⅲ－３－（１）	防災・減災のしくみづくり
				Ⅲ－３－（２）	防災意識の醸成と島内連携

2　後期基本計画と重点施策（総合戦略）の関係

後期基本計画と重点施策（総合戦略）の関係は次のとおりです。

重点施策（総合戦略）				総合計画（後期基本計画）				
基本目標		具体的施策		関連する「基本施策」				
1	安定した雇用を創出する	1-1	椿更新事業等の充実（椿油の生産量維持・増産に向け樹形変更を含む椿林の改善、椿害虫対策、椿油製油センター更新の実施）	Ⅱ－１				
		1-2	椿産業などの受け皿主体の検討・整備（特定地域づくり事業協同組合などの団体の検討・立ち上げ）	Ⅲ－１	Ⅱ－１	Ⅱ－２	Ⅱ－３	
		1-3	特産品形成（サザエ・イセエビ等に対する支援）	Ⅱ－１	Ⅱ－２			
2	新しい人の流れをつくる	2-1	住宅確保（不在家主との交渉による空き家活用や受入住宅等を整備）	Ⅲ－１				
		2-2	利島型観光の推進（景観の向上と椿林遊歩道等の整備）	Ⅱ－３				
		2-3	村ホームページ充実（多言語化と村内情報の積極的発信）	Ⅱ－３				
3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	3-1	出産費用助成（出産に係る経済的負担を軽減）	Ⅰ－１				
		3-2	学童保育・放課後子供教室の充実（学童保育の無料化・対象拡大と新設する放課後子供教室の連携）	Ⅰ－１				
		3-3	学校教育費支援（給食費の無料化、海外ホームステイの実施、英会話教室の無料開催等）	Ⅰ－２				
4	時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	4-1	インフラの維持・拡充（老朽化した焼却施設・水道管路等の更新）	Ⅲ－１	Ⅲ－２			
		4-2	高齢者が安心して暮らせる施策の推進（適切な介護・予防・生活支援等の提供）	Ⅰ－３				
		4-3	他の地方公共団体と連携した施策の実施（他町村との交流・連携）	―				
		4-4	自立・幸福アイランドを実現するゼロカーボン計画の推進（太陽光・風力・バイオマスエネルギー利用の推進）	Ⅲ－２				
		4-5	公共施設等総合管理計画を踏まえた公共施設の再編（公共施設複合化による椿林の保護）	Ⅲ－２				

基本構想の**施策の大綱**に紐付く**基本施策**です

基本施策を担当する**課**です

基本施策に紐付く**個別施策**です

Ⅰ-1　地域ぐるみの子育ての推進

主担当課　住民課　担当課　教育委員会

施策ビジョン（目指す姿）

対象	島内に住む大人たちが
結果	子どもの顔と名前を知っている

基本構想に掲げる将来像実現のため、施策の中で**目指す姿**です

目指す姿は、**対象**（何）がどのような**結果**（状況）になっているか判断できる表現で示します

施策ビジョン設定の背景

口構成は、Ⅰターン移住者が占める割合が多くな
年長者を中心とした一部の村民から「どこの子
声が多くなってきています。人口構成が変化し
島の宝」という意識を持てる環境を目指します。
また、当村は人口が少ないからこそ、子ども一人ひとりを尊重した教育が可能です。先祖から受け継いできたボイやトリゴなどお互いに助け合って暮らす知恵を活かし、地域ぐるみで子どもを育て上げる、子育てのしやすい島を目指します。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●豊かな自然を活用した体験学習 啓発活動 可能エネ ギー化	●出産・子育てに関する手続きのオンライン化 ●オンラインによる相談支援体制の構築（都・他自治体との連携含む） ●利島出身者・卒業生との交流機会の創出（利島への想いを繋ぐ仕組みづくり）

施策ビジョン実現のために重視する２つの視点から見た、**施策推進の方向性**（考え方や取組例）を示します

20

個別施策

Ⅰ-1-（1）　出産・子育て支援
-1-（2）　保育園等の運営
-1-（3）　放課後の居場所づくり

個別施策に紐付く主な**事業**（具体的な取組内容）です

関連事業

・結婚祝金助成事業、出産助成金助成事業、妊婦健康診査費助成事業
小学校就学義務援助費事業、小中学校給食
子育て広場の定期開催、学童保育の実施

基本施策に関連する**事業計画**（事業の計画）です

関連する事業計画

・利島村教育大綱（平成 28 年 8 月）

関連するＳＤＧｓ

ＳＤＧｓの 17 ゴールのうち、施策が達成に貢献するものです

ひとの**利**を活かした**島**づくり

Ⅰ-1　地域ぐるみの子育ての推進

主担当課　住民課　担当課　教育委員会

施策ビジョン（目指す姿）

対象	島内に住む大人たちが
結果	子どもの顔と名前を知っている

施策ビジョン設定の背景

現代の利島村における人口構成は、Ｉターン移住者が占める割合が多くなってきていることもあり、年長者を中心とした一部の村民から「どこの子供か分からない」といった声が多くなってきています。人口構成が変化しても全村民が「子どもは島の宝」という意識を持てる環境を目指します。また、当村は人口が少ないからこそ、子ども一人ひとりを尊重した教育が可能です。先祖から受け継いできたボイやトリゴなどお互いに助け合って暮らす知恵を活かし、地域ぐるみで子どもを育て上げる、子育てのしやすい島を目指します。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●豊かな自然を活用した体験学習の実施 ●子育て世代への周知、啓発活動 ●関連施設における再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化	●出産・子育てに関する手続きのオンライン化 ●オンラインによる相談支援体制の構築（都・他自治体との連携含む） ●利島出身者・卒業生との交流機会の創出（利島への想いを繋ぐ仕組みづくり）

個別施策

Ⅰ-1-（1）　出産・子育て支援
Ⅰ-1-（2）　保育園等の運営
Ⅰ-1-（3）　放課後の居場所づくり

主な関連事業

・結婚祝金助成事業、出産助成金助成事業、妊婦健康診査費助成事業、小学校就学義務援助費事業、小中学校給食無料化事業、保育園事業、子育て広場の定期開催、学童保育の実施

関連する事業計画

・利島村教育大綱（平成 28 年 8 月）

関連するＳＤＧｓ

Ⅰ-2　学校と地域の連携による生涯学び続ける人材の育成

主担当課　教育委員会　担当課

施策ビジョン（目指す姿）

対象	子ども・保護者・教職員を含め、利島に住む全員が
結果	学ぶ機会を多く持ち、利島をより良くするために行動できる

施策ビジョン設定の背景

予測不可能な時代をより良く生きるとともに、持続可能な利島を創出するためには、島民一人ひとりが「生涯学び続ける」ことが以前にも増して必要です。また、コロナ禍等により、昔ながらの小さなコミュニティにおける濃密な人間関係が薄れ、島の「文化」を知らない世代が増えてきています。そうした課題を解決するには、人口の少なさや離島という利島の特徴を「強み」として捉え直し、「利島ならでは」の教育・文化の振興を行っていくことが重要です。

島内のイベントをコロナ禍以前の水準に戻すのみならず、持続可能な形に更に発展させていきます。同時に、島外関係者の協力も得ながら、地域が一体となって村の魅力や文化を学び、住民間の交流・連携の機会を増やします。また、デジタル技術を効果的に活用し、住民が興味関心を持ったことを学び、当事者として利島をより良くしていくための多様な機会を、学校と地域が密接に連携しながら創出していきます。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●豊かな自然・伝統文化を活用した体験学習・ふるさと学習の実施	●デジタル技術を活用した学校を核とする地域コミュニティの創出と多世代支援
●水事情等、利島の持続可能性を踏まえた環境教育の充実 ●学校と地域が連携した地産地消と食育の推進	●デジタル活用推進による子供の情報活用能力の育成や、教員のＩＣＴ指導力向上、住民のデジタルリテラシーの向上

個別施策

Ⅰ-2-(1)　「利島ならでは」の学校教育
Ⅰ-2-(2)　手厚い就学支援
Ⅰ-2-(3)　地域が一体となった社会教育・生涯学習の推進
Ⅰ-2-(4)　スポーツ振興・レクリエーション施設等の運営
Ⅰ-2-(5)　文化・交流施設等の運営・地域文化の継承と創造

主な関連事業

・「島の教育の良さ」の見える化、GIGA スクール構想の推進、運動会・文化祭等の学校行事支援、離島高校生就学補助金、修学旅行補助金、英検・漢検・数検受験料負担事業、子ども体験塾事業、伝統文化芸能事業、体育協会活動助成金等

関連する事業計画

・利島村教育大綱（平成 28 年 8 月）

関連するＳＤＧｓ

Ⅰ-3　地域で支え合える福祉の島づくり

主担当課　住民課　担当課

施策ビジョン（目指す姿）

対象	島内・島外問わず福祉・保健医療に携わる専門家のネットワークが
結果	個々のニーズに応じて機能している
施策ビジョン設定の背景	
高齢化社会の進行で福祉や介護に対するニーズが複雑化しています。また、小離島の制約により、医療施設・機器等の整備に限界があります。一方で、当村には、生涯現役の伝統など先祖が残した良い慣習があります。この精神を継承して、高齢者を村民一体で支えていく雰囲気作りを始め、介護職員の充足等によるサービスの安定化などを行うことで、小離島だからこそ実現できる個々のニーズ（終末期医療や看取り介護など）に応じた「福祉に厚い島」を村民一体となって目指します。	

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●徒歩や電動自転車（超小型モビリティなど）の利用促進	●超高速ブローバンドを活用した遠隔医療 ●健診データ等ヘルスデータを活用した健康づくり支援 ●ＩＰ告知端末の活用による高齢者と専門家の相互通信

個別施策

Ⅰ-3-(1)　介護サービスの提供
Ⅰ-3-(2)　高齢者・障害者福祉の充実
Ⅰ-3-(3)　保健・医療の充実

主な関連事業

・社会福祉協議会運営費補助、ホームヘルプサービス事業補助、直営診療所事業、難病者等医療通院費支援事業、医療費助成事業（義務就学児童生徒、乳幼児、ひとり親、高校生）、通院交通費視線補助事業、肺炎球菌ワクチン接種助成事業、人間ドッグ費用支援補助事業、高齢者を熱中症等から守る支援事業

関連する事業計画

・老人福祉計画及び第８期介護保険事業計画（令和３～５年度）
・第２期利島村国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（令和３～５年度）
・利島村避難行動要支援者避難支援計画（平成 28 年３月）

関連するＳＤＧｓ

Ⅱ-１　椿産業の次世代への継承

主担当課　産業観光課　担当課

施策ビジョン（目指す姿）

対象	100 年後を見据えた椿産業ビジョンを
結果	利島村椿産業振興行動計画をベースに議論し、明確にできている

施策ビジョン設定の背景

椿産業は 250 年以上に渡って継承されてきました。しかし、生産者の高齢化や後継者不足、椿樹の老木化、利島椿の知名度の低さ等の様々な要因から、更新と保全維持の両立が困難になっています。100 年後を見据えた椿産業ビジョンを明確にし、椿産業を次世代へ継承することを目指します。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●椿油の搾り粕などの第二世代バイオ燃料（非食用のバイオマス（木質燃料や廃棄物）を用いて製造するもの）をバイオ燃料などとして有効活用 ●椿産業のゼロカーボン化 ●耕作放棄地（山）の流動化（椿山の中間管理等）による有効活用	●利島椿の情報を全国の潜在顧客へ発信 ●椿産業における新技術の導入 ●島外機関と連携した種以外の部分の活用方法の検討

個別施策

Ⅱ-１-（１）　椿林の継承と発展
Ⅱ-１-（２）　椿の総合的活用

主な関連事業

・椿油製油センター運営に係る支援、モノラック管理、椿産業スマート農業、椿更新委託、椿害虫駆除、椿苗木生産補助事業、椿産業関係人口創出・拡大補助事業、椿生産力向上事業

関連する事業計画

・椿産業振興行動計画（令和２年度～令和 11 年度）

関連するＳＤＧｓ

Ⅱ-２　農漁業・商工業の活性化と新しい働き方の推進

主担当課　産業観光課　担当課　総務課

施策ビジョン（目指す姿）

対象	産業に関係する人口が
結果	増えてつながりが強まっている

施策ビジョン設定の背景

これまで、地域にある資源を活かした「地域資源型」産業を根底に置き、自然と共生する利島らしい産業の形成を図ってきました。一方で、農産物の価格低下による生産農家・出荷量の減少や海水温上昇による漁獲高の減少、更には産業の担い手・後継者不足等により存続が危惧されています。農産物の採取方法・肥培管理の研究や新たな漁法への転換、更にはテレワークなどの新しい働き方を推進し、島外とのつながりを深め、産業に関係する人口を増やすことで、島内産業の活性化を目指します。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●島内企業の脱炭素経営の支援 ●普及啓発活動の推進 ●環境保全型農業の推進	●ＩＣＴ人材の育成 ●オンライン相談の充実 ●スマート農業の推進 ●テレワーク・ワーケーションの推進

個別施策

Ⅱ-２-（１）　農業の振興
Ⅱ-２-（２）　漁業の振興
Ⅱ-２-（３）　商工業の振興
Ⅱ-２-（４）　新しい働き方の推進

主な関連事業

・パイプネットハウス資材購入事業、農業機械等購入費用補助事業、明日葉等農業振興補助事業
・サザエ放流種苗モニタリング調査委託、繁殖保護助成事業（あわび・サザエ・伊勢海老）、漁業機器購入助成事業、水産業機械装置点検修繕等助成事業、海産物流通対策補助事業
・蓄養施設運営に係る支援、親水リクリエーション施設運営、公園施設管理、ヘリ地上業務運営支援、ふるさと納税

関連する事業計画

・特に無し

関連するＳＤＧｓ

Ⅱ-３　利島型の観光推進と交流促進

主担当課　産業観光課　担当課

施策ビジョン（目指す姿）

対象	椿産業を中心とした関係人口が
結果	増えている

施策ビジョン設定の背景

これまで、船の就航率が低いことや観光協会がないこともあり、島外への情報発信や受入環境づくりが不十分でした。人口減少が進む中において、島に根付く価値の本質を理解し、島の将来を自分ごととして考え、関わりを持つ人（関係人口）を一人でも多く増やしていくことが、持続可能な島づくりに不可欠です。

今後は、利島村が全国に誇る（全国屈指の生産量を誇る）椿産業を中心に「利島村」を広く知ってもらうための情報発信や機会の創出などに取り組み、観光・交流の促進を目指します。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●完全自動運転ＥＶによる公共交通網の整備・活用 ●グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進	●最先端技術を通じた関係人口の増加 ●デジタルプロモーションの強化

個別施策

Ⅱ-３-（１）　移住者・後継者の確保
Ⅱ-３-（２）　広報戦略の強化
Ⅱ-３-（３）　観光・交流拠点づくり

主な関連事業

・利島村定住サポート補助事業、地域おこし協力隊の活用、盆踊り大会補助、ヘリコミューター運賃助成事業、ＩＰ告知端末の活用

関連する事業計画

・利島村観光振興プラン（平成 16 年度～平成 18 年度）

関連するＳＤＧｓ

Ⅲ-１　島外ネットワークの充実

主担当課	産業観光課	担当課	総務課

施策ビジョン（目指す姿）

対象	島外へのデジタル・リアル双方の繋がりが
結果	強化されている

施策ビジョン設定の背景

島が持つ環海性や隔絶性といった地理的制約によって、島外との繋がりが難しく（リアルな移動が制限され）、また、船の就航率が依然高いとは言えない状況にありますが、距離や時間を超越するデジタルの力を有効活用することで、様々な可能性がもたらされると考えられます。
島に関わる様々な人の繋がりの機会を増やすため、デジタル・リアル双方における島外ネットワークの充実を目指します。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●ＥＶ・蓄電池の導入とエネマネの活用 ●シェアリングエコノミーの導入	●新技術の活用等により点検の高度化・効率化を推進 ●デジタル社会を前提とした公共インフラの整備・更新

個別施策

Ⅲ-１-（１）　島外との交通の確保
Ⅲ-１-（２）　情報通信基盤の整備

主な関連事業

・村内情報通信基盤網管理、離島交通受託

関連する事業計画

・特に無し

関連するＳＤＧｓ

Ⅲ-２　環境と調和した生活基盤の整備

主担当課	環境建設課	担当課	総務課

施策ビジョン（目指す姿）

対象	循環する島づくりに
結果	村民・事業者・行政が一体となって貢献している

施策ビジョン設定の背景

離島という地域特性のため、川や湧き水がなく、飲料水の確保が大変なこと、焼却灰を島外へ持ち運ぶ必要があることなど、生活基盤（インフラ）の構築において制限される場面が多々あります。持続可能な「循環する島づくり」に向けて村民・事業者・行政が一体となって、環境と調和した生活基盤の整備を進めます。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●公共施設への再生可能エネルギーの導入 ●住宅・商業施設・宿泊施設への太陽光発電導入 ●工場・ヘリポートへの太陽光発電導入	●ごみ分別のルールなど情報発信強化、充実 ●先端技術を現場レベルで活用する実践的取組

個別施策

Ⅲ-２-（１）　住宅の維持・管理
Ⅲ-２-（２）　簡易水道の維持・管理
Ⅲ-２-（３）　ごみの減量化・資源化の推進
Ⅲ-２-（４）　廃棄物処理
Ⅲ-２-（５）　道路環境の保全
Ⅲ-２-（６）　美しい景観づくり
Ⅲ-２-（７）　新エネルギーへの対応

主な関連事業

・住宅整備、簡易水道、ゴミ処理、再生可能エネルギー設備整備

関連する事業計画

・利島村空家等対策計画（令和３年２月）、利島村空き家対策総合実施計画
・利島村公営住宅等長寿命化計画(令和２年３月改定)
・利島村水道ビジョン(平成 24 年２月)、利島村地球温暖化対策実行計画
・利島村一般廃棄物処理基本計画(令和３年度～17 年度)

関連するＳＤＧｓ

自然の利を活かした島づくり

Ⅲ-３　安全な生活の確保

主担当課　総務課　担当課

施策ビジョン（目指す姿）

対象	地域住民と消防団が協力し、災害時の応急体制が
結果	充実・強化されている

施策ビジョン設定の背景

離島という地域特性上、災害時の物的支援やインフラ復旧などに多くの時間を要します。そのため、発災後の生活を維持するための備蓄や応急対策など平時からの備えが重要です。また、消防本部がない非常備町村です。災害発生時・災害後の生活が維持できるよう、消防団を中心とした、村民一人ひとりが消防団員として迅速かつ適切な対応ができる体制を目指します。

施策推進の２つの視点

ゼロカーボン	デジタル
●消火活動におけるカメやタメ（雨水）の活用 ●気候変動への適応に対する教育・啓発活動	●ＩＰ端末を用いた双方向通信 ●災害時に即応できる各種支援システム等の整備

個別施策

Ⅲ-３-（１）　防災・減災のしくみづくり
Ⅲ-３-（２）　防災意識の醸成と島内連携

主な関連事業

・消防団活動、防災会議

関連する事業計画

・利島村地域防災計画（平成 29 年度）
・利島村国土強靭化地域計画（令和４年３月）
・利島・御蔵島無電柱化整備計画
・利島村津波避難計画（令和４年度）

関連するＳＤＧｓ

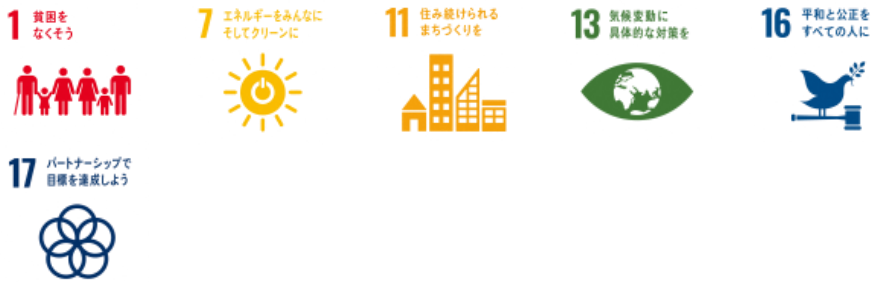

第５章　行財政改革の推進

１　住民参加型行政の推進

現状と課題

○「広報としま」や「議会だより」を発行し、役場から村民へのお知らせ、村議会での審議の内容などを伝えるとともに、ホームページでも村民へ随時、情報提供を行っています。しかし、議会をはじめ村民から更なる情報提供の充実を求める声が多いです。

○村民が村政に参加し、様々な施策へ意見を反映するため、総合開発審議会を年２回程度開催しています。

○村民全員が参加し、施策の内容を知らせる場として、住民対話会を開催しています。

○役場の窓口サービスにおいて、担当者が不在の場合、対応が十分でないなどの声が届けられています。

今後の取組

①　情報公開の推進

・審議会や検討委員会等の結果や施策の成果の公表等について、広報としま、ホームページ等により内外に広く発信するなど、更なる情報公開に努めます。

②　村民の村政参加機会の増大

・多様化する村民ニーズに対して、行政のみで対応することが困難になってきており、住民対話会など直接住民から意見を聴く機会を拡大し、村民の声を反映させて一体となって村づくりを推進できるよう努めていきます。

③　行政サービスの改善

・窓口での対応について改善に努めるよう、職員への周知徹底を行います。

・相手にとってわかりやすい言葉を使い、親切、丁寧、迅速、正確な対応を心がけます。

・休暇取得時や出張時には、他の人でも対応できるよう可能な限り適切に引継ぎを行います。

2　少数精鋭の組織づくり

現状と課題

〇現在、役場の常勤職員は 34 名に満たない中で、庶務、財政、会計、財産、文書、税務、防災、福祉、医療、診療所・保育園運営、住民基本台帳、環境衛生、簡易水道、農林水産、住宅、勤労福祉会館・ヘリポート運営、教育・文化など１つの自治体として必要なあらゆる行政サービスを供給しています。

〇会計年度任用職員は、常勤職員を補完する不可欠な存在となっています。

〇今後、島で重要となる施策として、利島型の観光推進、椿の総合的活用を中心的に担うため、地域おこし協力隊を平成 29 年度から活用しています。

〇庁内の情報共有や迅速な意思決定を図るため、幹部会を月１回程度、役場全体会を月１回程度行うほか、施策ごとのフォロー会議を随時実施しています。

〇職員が職務遂行に発揮した能力・挙げた業績を公正に把握し、公務能率の向上、最終的には住民サービス向上の土台を作ることを目的として、人事評価制度を平成 28 年度から導入し、毎年運用しています。

〇平成 29～30 年度に汚泥再生処理センターや村内情報通信網の整備、平成 30 年度からの浄水場更新などインフラ更新が集中しました。

〇社会・経済情勢の変化に伴い、住民ニーズはますます多様化しており、新たな行政課題に即応できるよう、組織基盤を強固にしていく必要があります。

今後の取組

①　職員の少数精鋭化に向けた育成

・複雑多様化する行政需要に効果的に対応するため、限られた職員の育成を効果的に行い、あらゆる英知を結集して行政機能の向上を図ります。

・採用時や異動時等に市町村職員研修所の研修等を積極的に受講し、業務に関する知識・技術を習得し、対人能力、政策形成能力等を向上させます。

・人事評価制度を活用して組織コミュニケーションを更に活性化させます。

・会議の定例化と効率化を更に進め、政策形成や総合調整に関する自由討議の場所として活用して議論の活発化を図ることにより、職員のスキル向上と組織の連帯感醸成に着実に繋げます。

②　業務分担の見直し･効率化

・日常的な業務の簡略化や効率化を積極的に図り、課題解決に向けて考え、新たに創造する仕事に軸足を可能な限り移すよう努めます。

・必ずしも常勤職員であることを必要としない業務は、会計年度任用職員、業務委託等多様な手段により確保に努めます。

・新たな発想で進める業務を中心に、更に地域おこし協力隊の活用を図ります。

3　財源の効果的な運用

現状と課題

○平成 28 年度の当村の決算において、一般会計の歳入は約 12.5 億円、歳出は約 12.3 億円、特別会計８会計の合計で歳入は約 4.3 億円、歳出は約 4.2 億となっています。

○一般会計の歳入では、国や都からの補助金等と地方交付税が約 85%を占める一方で、自主財源である村税や使用料及び手数料などを除いた財源は、基金からの繰入金や村債の発行により補填しています。

○一般会計の歳出では、ごみ処理・健康づくりが約 21%、道路の整備などが約 17%、交通、労働や観光などが約 17%となっています。

○平成 20 年度に、実質公債費比率・実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率に基準が定められ、基準を超えた団体は「早期健全化団体」、「財政再生団体」となり、予算見積書作成の際などに国の指導が入り、自由な予算編成ができなくなっています。

○当村の財政指標については、現在のところ、早期健全化基準には該当していない状況です。

○一方、今後の財政運営を見据えると、将来的には庁舎建替など、多額の起債及び基金取り崩しを要する建設事業の実施が見込まれます。

○一方、人件費をはじめ、国民健康保険などの保険給付費、公共施設の維持管理費等の固定的な経費が必要となる状況は継続していきます。

○また、地方公会計の整備に当たっては、国から統一的な基準が示され、現在の「単式簿記・現金主義」に加えて、「複式簿記・発生主義」を導入するとともに、固定資産台帳を整備することが求められており、平成 29 年度より導入しております。これらの財務書類をもとに、中長期的な観点から本村の財政運営の検証や、公共施設等のマネジメントを行っていく必要があります。

今後の取組

①　限りある財源の効果的な運用

・「村民が日本一住みやすく、幸せを実感できる村づくり」を進めていくため、限りある財源をこれまで以上に効果的に運用していきます。

②　財政の健全化

・財政の健全な運営に努めるため、正確に財源を把握し、地場産業の育成・振興を積極的に行い、地域の経済力を高めるため、ふるさと納税を本格導入するなど少しでも多くの自主財源を確保できるよう努めていきます。

・使用料及び手数料の見直しなど、受益者負担の適正化を可能な限り行います。

③　特別会計等における歳入確保や歳出抑制等の改善

・特別会計において、簡易水道会計、浄化槽会計は、経営基盤の強化や財務マネジメントの向上等更に的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、使用料見直しなど受益者負担の適正化を可能な限り行うなど、歳入確保や歳出抑制等を計画的に図っていきます。

・国民健康保険会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療会計についても、収支状況を的確に把握し、制度に応じた歳入確保や歳出抑制等の改善を図ります。

第４部　資料編

資料１　策定経過

年月日	内容
令和４年６～７月	村民及び小中学生向けアンケート調査を実施
６月 29 日～７月１日	各課ヒアリング（１回目）を実施
６月 30 日	職員研修を実施
９月 30 日～10 月 11 日	各課ヒアリング（２回目）を実施
10 月 23 日	村長インタビューを実施
10 月 24 日	教育長インタビューを実施
10 月 24 日	第１回総合開発審議会を開催
11～12 月	審議会委員向けアンケート調査を実施
12 月 19 日	第２回総合開発審議会を開催
２月 13 日～２月 20 日	パブリックコメントの実施
３月２日	第３回総合開発審議会を開催

資料２　事業計画一覧

Ⅰ-１　地域ぐるみの子育ての推進

・利島村第２期子ども・子育て支援事業計画
・利島村教育大綱

Ⅰ-２　学校と地域の連携による生涯学び続ける人材の育成

・利島村教育大綱

Ⅰ-３　地域で支え合える福祉の島づくり

・利島村老人福祉計画及び第８期介護保険事業計画
・第２期　利島村国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
・利島村避難行動要支援者避難行動計画

Ⅱ-１　椿産業の次世代への継承

・椿産業振興行動計画

Ⅱ-２　農漁業・商工業の活性化と新しい働き方の推進

・特に無し

Ⅱ-３　利島型の観光推進と交流促進

・利島村観光振興プラン

Ⅲ-１　島外ネットワークの充実

・特に無し

Ⅲ-２　環境と調和した生活基盤の整備

・利島村空家等対策計画、利島村公営住宅等長寿命化計画
・利島村水道ビジョン、利島村一般廃棄物処理計画
・利島村地球温暖化対策実行計画

Ⅲ-３　安全な生活の確保

・利島村地域防災計画、利島村国土強靭化地域計画
・利島・御蔵島無電柱化整備計画、利島村津波避難計画

資料３　総合開発審議会条例・名簿

○利島村総合開発審議会条例

昭和 51 年 12 月 25 日
条例第 22 号

(設置)

第 1 条　利島村の総合開発と振興を図るため、村長の附属機関として利島村総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条　審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、又は答申する。

(1)　本村の基本構想の策定に関すること。
(2)　本村の総合開発計画の策定に関すること。
(3)　本村の経済活性化計画の策定に関すること。
(4)　本村の農村地域定住促進計画の策定に関すること。
(5)　本村の行政改革大綱の策定に関すること。
(6)　その他村長が前各号に関して必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条　審議会は、次に掲げる者につき、村長が委嘱する委員 12 人をもって組織する。

(1)　村議会の議員　2 人
(2)　教育委員会委員　1 人
(3)　農業委員会委員　1 人
(4)　農業協同組合の役員　1 人
(5)　漁業協同組合の役員　1 人
(6)　商工業者の代表　2 人
(7)　青年の代表　1 人
(8)　女性の代表　1 人
(9)　学識経験者　2 人

(委員の任期)

第 4 条　委員の任期は、2 年とし、村議会の議員のうちから委嘱される委員にあっては、議員の任期によるものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、また委員の再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第 5 条　審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2　会長及び副会長は、委員が互選する。

3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条　会長は、必要に応じて専門的知識を有する者に調査を委嘱することができる。

(部会)

第 6 条の 2　審議会は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2　会長は、部会に属すべき委員を指名し、第 1 回の部会を招集する。

3　第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、部会について準用する。この場合において第 5 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条及び第 8 条中「審議会」とあるのは「部会」と、第 5 条中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、第 7 条第 1 項中「村長」とあるのは「部会長」と、同項及び第 3 項中「会長」とあるのは「部会長」と、それぞれ読み替えるものとする。

（会議）

第７条　審議会は、村長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、総務課で処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　利島村総合開発委員会条例(昭和 49 年条例第 17 号)第４条の規定に基づき、現に委嘱されている委員は、本条例に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は、昭和 53 年５月 10 日までとする。

３　利島村総合開発委員会条例は、廃止する。

附　則(昭和 60 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成２年条例第８号)

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

○利島村総合開発審議会委員名簿

役職	氏名
会長	梅田（うめだ）　寛（ひろし）
副会長	加藤（かとう）　大樹（だいき）
委員	森山（もりやま）　武（たけし）
委員	柴田（しばた）　敦史（あつし）
委員	髙田（たかだ）　晴彦（はるひこ）
委員	藤井（ふじい）　雅彦（まさひこ）
委員	櫻庭（さくらば）　祐介（ゆうすけ）
委員	土屋（つちや）　博愛（ひろえ）
委員	石丸（いしまる）　正美（まさみ）
委員	寺田（てらだ）　広江（ひろえ）
委員	井口（いぐち）　保（たもつ）
委員	笹岡（ささおか）　壽一（としかず）

資料４　重点施策（第２期総合戦略）

基本目標１　安定した雇用を創出する

重点目標達成指標（ＫＧＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
雇用創出数	５年間で５人

基本的方向

地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、雇用機会の創出につながる地域の特性を活かした産業政策に取り組みます。

１-１　椿更新事業等の充実

椿産業は江戸時代以来 250 年の歴史をもつ当村の基幹産業であるとともに、利島のシンボルとしての存在です。生産量は全国の半分を占め日本一ですが、椿林の老齢化、病害虫の発生等、対策が必要となっています。

具体的施策

椿油の生産量維持・増産に向け樹形変更を含む椿林の改善
生産量の維持・増産に向け、日照量が増加するような樹形の変更、苗木生産・間伐更新を行います。生産体制の一環として、村のイメージ向上を図りブランドとしての価値の向上を図るため、循環型社会形成推進基本法及び関連法令に則り廃棄物の適正処理・再資源化量増を図ります。

椿害虫対策
害虫対策としての誘蛾灯設置・薬剤散布等を確実に実施します。
椿油製油センター更新の実施
椿油製油センターについて、建屋の一部、機器の一部が老朽化しているため、事業主体の変更を含めた検討を行った上で、施設更新事業を行います。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
椿樹更新件数	平均 200 本
害虫駆除回数	期間中１回（発生状況を見て不用とみられる際は中止します）
リサイクル率	20%
製油センター更新件数	１件

関連する総合計画の基本施策

Ⅱ-１　椿産業の次世代への継承

１-２　椿産業などの受け皿主体の検討・整備

株式会社 TOSHIMA は、平成 18 年２月 28 日に利島農産株式会社として登記・設立され、平成 27 年３月１日より定款変更に伴い現行名称となった村の第三セクターです。

具体的施策

特定地域づくり事業協同組合などの団体の検討・立ち上げ

平成 27 年４月から定期航路等運営業務を村から新たに受託していますが、安定株主の確保など経営基盤の強化を図り、離島における旅客移動・物流の中心である船舶の運航業務を安定実施していきます。また、村の施策の実行組織として、椿産業への支援や観光事業など新規事業の展開を図ります。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
受け皿団体の立ち上げ	１件

関連する総合計画の基本施策

Ⅱ-１　椿産業の次世代への継承
Ⅱ-２　農漁業・商工業の活性化と新しい働き方の推進
Ⅱ-３　利島型の観光推進と交流促進
Ⅲ-１　島外ネットワークの充実

１-３　特産品形成

漁業資源保護助成［漁業協同組合に対する補助］については、放流イセエビ（250 グラム以下）は通常買取価格の 50%補助、サザエ・アワビ・トコブシの稚貝放流については 75%補助を行っています。ただし、平成 12 年からしばらくの間はサザエに関しては特産地形成を図るため 90%補助としています。また、椿炭は椿更新事業で伐採した椿木をもとに村の負担で炭にしています。

具体的施策

サザエ・イセエビ等に対する支援

特産品形成に向けた産業政策としての位置付けを改めて行い、事業主体に対する支援を実施します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
新規特産品	農林業・水産業各１品

関連する総合計画の基本施策

Ⅱ-１　椿産業の次世代への継承
Ⅱ-２　農漁業・商工業の活性化と新しい働き方の推進

基本目標２　新しい人の流れをつくる

重点目標達成指標（ＫＧＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
転入者数	10 人増

基本的方向

移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備や情報提供に取り組みます。

２-１　住宅確保

当村では、令和２年４月１日現在、村営住宅 27 室・役場職員住宅 23 室を確保していますが、満室の状況です。

具体的施策

不在家主との交渉による空き家活用や受入住宅等を整備
移住にあたっては、住宅の確保が必要不可欠であることから、村内の空き家を改修・買い上げをはかり、居住に適さない状態の空き家の除却を行うことで活用することの他、必要な受入住宅の整備等を図ります。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
住宅確保数	計画年次で合計５件

関連する総合計画の基本施策

Ⅲ-１　島外ネットワークの充実

2-2　利島型観光の推進

当村は、従来、積極的に観光を振興するのではなく、観光の盛んなことによる諸弊害への不安を持ち、住民に皺寄せが来るような観光ならば遠慮するという考え方をとっていました。

具体的施策

景観の向上と椿林遊歩道等の整備

利島型観光として、島の住民の生活に負担をかけないような観光、島の海や山の自然を破壊しないような観光を推進していくにあたり、村内美化を図るとともに、日本一の椿林に遊歩道を設置するなど、観光資源の整備を進めます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
来島者数	５％増

関連する総合計画の基本施策

Ⅱ-３　利島型の観光推進と交流促進

2-3　村ホームページ充実

島外への情報発信を積極化するため、平成 27 年１月に村ホームページのリニューアルを実施しました。

具体的施策

多言語化と村内情報の積極的発信

更なる情報提供に向けて、英語等を用いた多言語化と村内の日常生活の状況などの情報を掲載します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
ＷＥＢページリニューアル回数	１回

関連する総合計画の基本施策

Ⅱ-３　利島型の観光推進と交流促進

基本目標３　若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

重点目標達成指標（ＫＧＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
合計特殊出生率	1.6

基本的方向

サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育て支援の充実を図ります。

３-１　出産費用助成

昭和 56 年に制度が創設され、現在は出産１件当たり 50 万円を助成しています。

具体的施策

出産に係る経済的負担を軽減
出産に係る経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを改めて整理し、助成を実施します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
助成件数	10 件

関連する総合計画の基本施策

Ｉ-１　地域ぐるみの子育ての推進

３-２　学童保育・放課後子供教室の充実

平成 22 年から条例を制定して学童保育を実施してきました。

具体的施策

学童保育の無料化・対象拡大と新設する放課後子供教室の連携

平成 27 年から子育て支援の観点から利用料を無料化するとともに対象学年を小学生全体に拡大します。また、学校の活動の一環として放課後子供教室を新設し、両者の連携を図ることで、子育て支援を充実します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
利用者数	希望者全員

関連する総合計画の基本施策

Ｉ-１　地域ぐるみの子育ての推進

３-３　学校教育費支援

従来から、副教材費の無償化、修学旅行費の無償化、島外学習（移動教室）旅行費の無償化、中学校部活動 活動・遠征費の無償化による学校教育支援を行ってきました。

具体的施策

給食費の無料化、海外ホームステイの実施、英会話教室の無料開催等

平成 27 年から学校給食費の無料化(従来は 50%補助)、海外ホームステイの実施、外国人(英語)講師による英会話教室の無料開催等を実施しており、継続します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
保護者の満足度	100%

関連する総合計画の基本施策

Ｉ-２　学校と地域の連携による生涯学び続ける人材の育成

基本目標４　時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

重点目標達成指標（ＫＧＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
住民対話会の開催回数	５年間で５回

基本的方向

既存ストックの維持・改修など、地域の実情に応じたまちづくりを推進します。

４-１　インフラの維持・拡充

村道や簡易水道脱塩施設など村内インフラの老朽化が進んでいます。

具体的施策

老朽化した焼却施設・水道管路等の更新
令和４年から新たに村道と水道管の更新を実施するとともに、簡易水道脱塩施設の老朽化が進んでいることから、更新を図ります。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
整備件数	２件

関連する総合計画の基本施策

Ⅲ-１　島外ネットワークの充実
Ⅲ-２　環境と調和した生活基盤の整備

４-２　高齢者が安心して暮らせる施策の推進

社会福祉協議会や関係者の長年にわたる努力により、高齢化対策は安定的に維持されてきました。

具体的施策

適切な介護・予防・生活支援等の提供
高齢化の進展により介護サービスの需要が増加されることも想定される中、住み慣れた場所で安心して暮らせるような対策を講じます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
在宅サービスセンター利用人数	10 人/月

関連する総合計画の基本施策

Ｉ-３　地域で支え合える福祉の島づくり

４-３　他の地方公共団体と連携した施策の実施

現在、檜原村と連携して実施しています。

具体的施策

他町村との交流・連携
檜原村と子どもたちを通じた交流(夏・冬)を行っており、定住化促進においても協調した対応を継続します。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
連携数	１件

４-４　自立・幸福アイランドを実現するゼロカーボン計画の推進

電力、ガス、自動車等についての燃料(エネルギー)については、現在島外からの運搬に頼っています。
椿搾油粕及び椿更新で伐採した老木等について、有効活用できていません。

具体的施策

太陽光・風力・バイオマスエネルギー利用の推進
太陽光発電、風力発電により電気を起こし電力供給コストを下げ、さらにＥＶ車を活用することで村民の支出を抑えます。 バイオマスエネルギーによる熱供給を行うことで村民の支出を抑えます。 再生可能エネルギーを活用して、ゼロカーボン化とともにこのエネルギー費用を村・住民に還元し、自立・持続可能な村づくりを実現する仕組み“ＴＲＥＳ”(Toshima Renewwable Energy Supply)を構築します。 ＴＲＥＳの整備・維持管理により、雇用の確保を図ります。

重要業績評価指標(ＫＰＩ)

指標名	目標値(Ｒ６)
計画策定	１件
太陽光発電設備整備件数	２件
風力発電設備整備	１件
薪ストーブ整備件数	１件
ＥＶ急速充電設備整備件数	１件
再生可能エネルギー住宅	１件
実証実験件数	

関連する総合計画の基本施策

Ⅲ-２　環境と調和した生活基盤の整備

４-５　公共施設等総合管理計画を踏まえた公共施設の再編

財源不足により、施設更新が先送りとなっており、公共施設の老朽化が進んでいます。
施設の新設に際し、集落内での整備が難しく、椿林等の生産地に公共施設整備を行ったこともありました。
他方、村内に１箇所しかない施設ばかりであるため、単純な集約での削減は不可能です。

具体的施策

公共施設複合化による椿林の保護
今後の施設整備においては、令和２年度に見直しを行う公共施設等総合管理計画、令和２年度に計画策定を行う個別施設管理計画を踏まえ、公共施設の長寿命化及び整備時の集約を図り、椿林等の保護を図っていきます。

重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	目標値（Ｒ６）
計画見直し	１件

関連する総合計画の基本施策

Ⅲ-２　環境と調和した生活基盤の整備

発行年月日 / 令和5年３月
発行者 / 利島村役場 総務課
〒100-0301　東京都利島村248番地
TEL：04992-9-0012